

# 令和5年度 文部科学関係税制改正要望事項の結果

## (概要)

### ○要望が認められたもの

- (1) 教育資金一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充（金融庁との共同要望）【贈与税】
  - ・適用期限を3年延長 等 ※拡充要望については2. 参照
- (2) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長（経済産業省等との共同要望）【法人税等】
  - ・研究開発型スタートアップの範囲の拡大
  - ・博士号取得者や、一定の経験を有する研究人材を外部から雇用した場合の優遇措置の創設
  - ・時限措置を3年延長 等
- (3) 日米宇宙協力に関する枠組協定（仮称）に基づく物品等の輸入に伴う税制上の所要の措置（外務省との共同要望）【消費税等】
- (4) 博物館法の改正に伴う税制上の優遇措置の拡充等【固定資産税、都市計画税、不動産取得税及び事業所税】
  - ・公益社団法人及び公益財団法人等が設置する博物館に係る非課税措置の存続 ※固定資産税、都市計画税及び不動産取得税の拡充要望については2. 参照
  - ・博物館に係る事業所税の非課税措置の拡充
- (5) 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税、都市計画税及び不動産取得税】
  - ・適用期限を2年延長 ※恒久化の要望については2. 参照
- (6) 高等学校等就学支援金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置【所得税等】
- (7) 出産費及び家族出産費の支給額の見直しに伴う税制上の所要の措置（厚生労働省、財務省、総務省との共同要望）【所得税等】

- (8) 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長（厚生労働省、財務省、総務省等との共同要望）【法人税等】
  - ・適用期限を3年延長
- (9) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務の追加に伴う税制上の所要の措置【固定資産税等】
- (10) 福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置（復興庁等との共同要望）【法人税等】

### ○要望が認められなかったもの

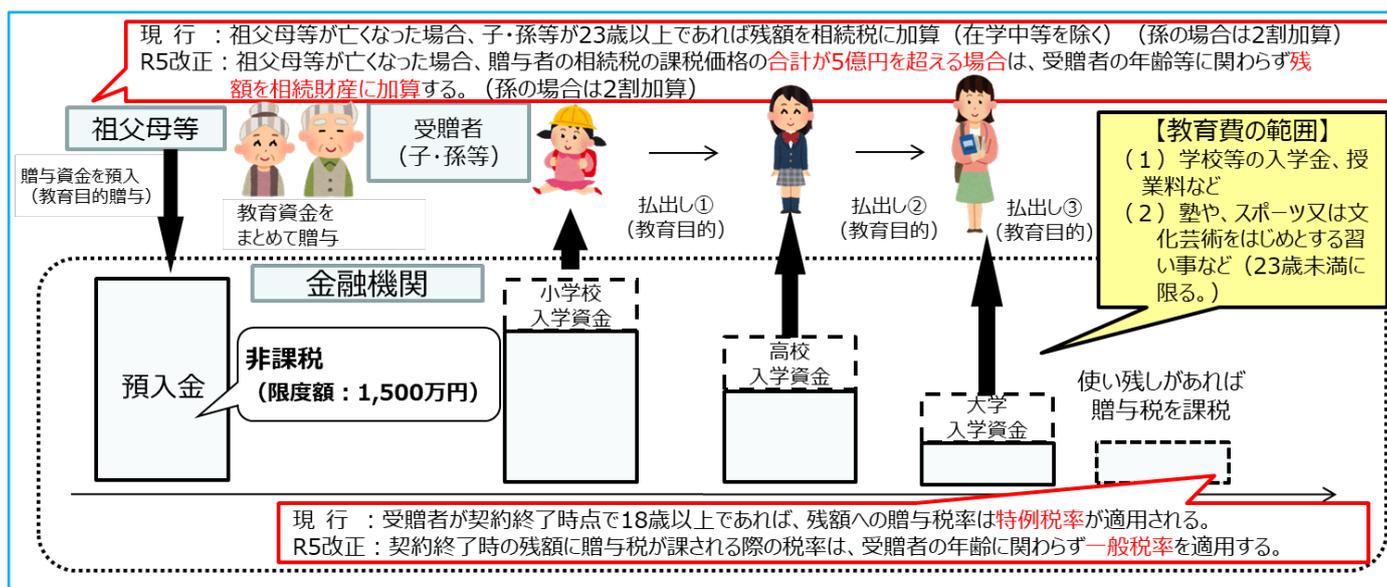
- (1) 教育資金一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充（金融庁との共同要望）【贈与税】
  - ・上限額の拡充、運用損失の非課税措置、対象となる教育費の範囲の拡充等
- (2) 博物館法の改正に伴う税制上の優遇措置の拡充等【固定資産税、都市計画税及び不動産取得税】
  - ・博物館に係る非課税措置の拡充
- (3) 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税、都市計画税及び不動産取得税】
  - ・特例措置の恒久化
- (4) 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長（厚生労働省、財務省、総務省等との共同要望）【法人税等】
  - ・特別法人税の撤廃

## 改正の内容

### (1) 教育資金一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充(金融庁との共同要望)【贈与税】

祖父母等から孫等に対して一括贈与された教育資金の贈与税の非課税措置について、以下の見直しを行った上で、適用期限を3年間延長する。(令和8年3月31日まで。)

- ① 受贈者が30歳に達した場合等において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとする。
- ② 契約期間中に贈与者が死亡した際、当該贈与者に係る相続税の課税価格の合計(≡小規模宅地特例等の適用後の遺産総額)が5億円を超える場合には、受贈者の年齢等に関わらず、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額を相続財産に加算する。



※ このほか、認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の拡充(厚生労働省要望)にあわせ、国家戦略特別区域内に所在する認可外保育施設について、外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を都道府県知事等から受けている場合、当該認可外保育施設に支払われる保育料等が、本制度の非課税の対象となる教育資金の範囲に追加される。

## (2) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長（経済産業省等<sup>(※)</sup>との共同要望）【法人税等】

※「等」は、内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省及び復興庁  
民間企業の研究開発投資の維持・拡大及び質の高い研究開発の促進を図るため、以下の見直しを行なう。

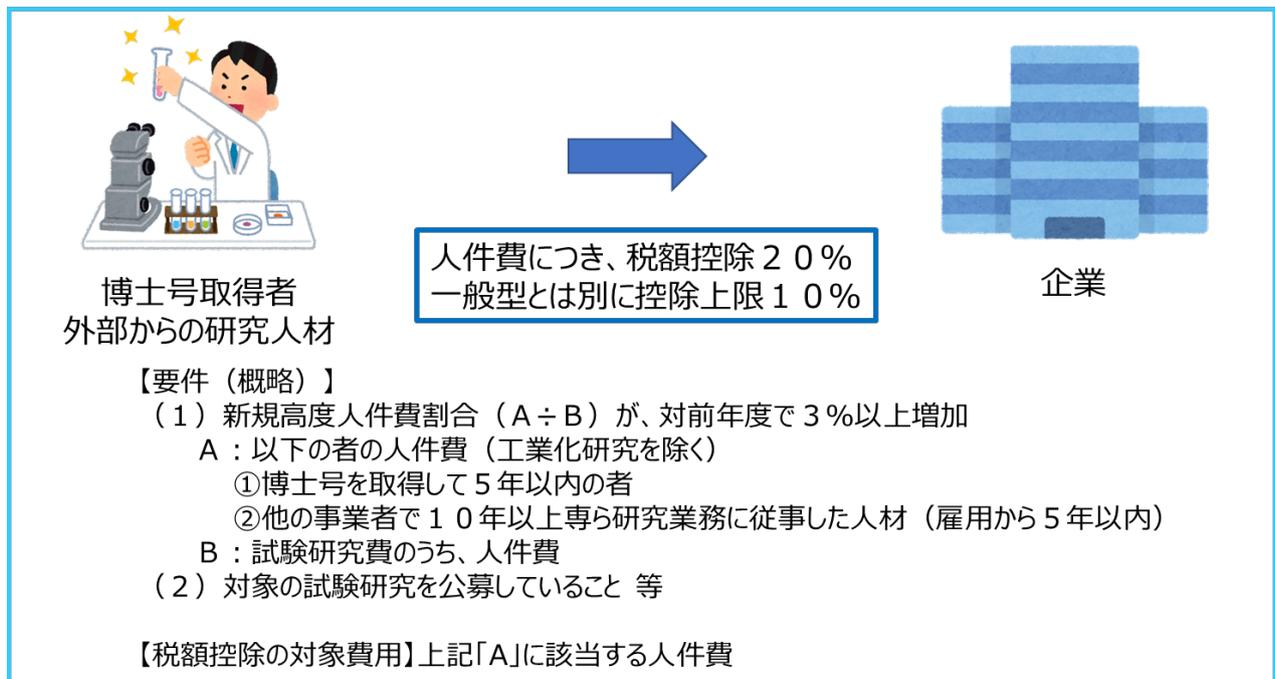
＜オープンイノベーション型＞

### ・ 研究開発型スタートアップの範囲の拡大

これまでの要件を廃止し、スタートアップの定義を見直し、対象を大幅に拡大（設立15年未満、売上高研究開発費比率10%以上等）。

### ・ 企業による先導的研究開発人材の活用・育成

博士号取得者や、一定の経験を有する研究人材を外部から雇用した場合、一定要件の下、その人件費の一部を税額控除（人件費の20%、一般型とは別に控除上限10%）。



＜一般型＞

### ・ 控除率・控除上限のメリハリ強化

試験研究費の増減率に応じた控除率のカーブを見直す（下限2%→1%等）とともに、試験研究費の増減率に応じて、控除上限も変動（20%～30%）させる制度を導入。

### ・ 時限措置を3年延長

＜その他＞

### ・ 試験研究費の範囲の見直し

ビッグデータ等を活用した「サービス開発」について、これまで対象外だった「既存」のビッグデータを活用する場合も税制の対象に追加。考案されたデザインに基づく「設計・試作」のうち、性能向上を目的としていないものは対象外に見直し。

(3) 日米宇宙協力に関する枠組協定（仮称）に基づく物品等の輸入に伴う税制上の所要の措置（外務省との共同要望）【消費税等】

日米政府間で交渉中の日米宇宙協力に関する枠組協定（仮称。2023年の締結を目指す。）の締結を前提に、同協定に基づき保税地域から引き取られる物品に係る消費税等を免除する。

### 日米宇宙枠組協定（仮称）における非課税規定

（概要）

・各締約国は、税関当局が徴収する税の免除を確保する。



©TOYOTA  
有人与圧ローバ（イメージ）

非課税措置が講じられる

米国（NASA等）

月面探査等の  
物品等の輸出入

日本（JAXA等）

同協定の締結を前提に非課税措置が講じられる

#### (4) 博物館法の改正に伴う税制上の優遇措置の拡充等【事業所税・固定資産税等】

博物館法の一部を改正する法律(令和4年法律第24号)による博物館制度の見直しを踏まえ、

- ・これまで認められていた地方税法上の優遇措置を継続するとともに、
- ・改正後の同法の規定により登録を受けた博物館に係る事業所税の非課税措置の対象を拡充する。

#### (5) 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税等】

公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税の軽減措置（課税標準2分の1）について、適用期限を2年延長する。（令和7年3月31日まで。）



## (6) 高等学校等就学支援金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置【所得税等】

高等学校等就学支援金について、令和5年4月から、支給年度の途中に家計が急変した世帯の生徒等に対しても、就学支援金を支給することとする制度改正に伴い、所要の法令改正を前提に、これらの対象者についても公課禁止及び滞納処分による差押禁止の措置を講ずる。

## (7) 出産費及び家族出産費の支給額の見直しに伴う税制上の所要の措置（厚生労働省、財務省、総務省との共同要望）【所得税等】

私立学校教職員共済制度における出産費及び家族出産費に係る支給額を見直す場合において、所要の法令改正を前提に、令和5年度以降の増額部分についても、現行制度と同様に公課禁止及び滞納処分による差押禁止の措置を講ずる。

## (8) 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長（厚生労働省、財務省、総務省等（※）との共同要望）【法人税等】

※「等」は、農林水産省、経済産業省及び金融庁

退職等年金給付の健全な運営を確保し、私立学校教職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図るため、退職等年金給付の積立金に対する特別法人税について課税停止措置を3年延長する。（令和8年3月31日まで。）

## (9) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務の追加に伴う税制上の所要の措置【固定資産税等】

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量研」）が設置する3 GeV 高輝度放射光施設（NanoTerasu）を、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の対象施設とし、量研の業務に「施設の維持管理や共用等」を追加する法律改正を前提に、改正後の量研について、現行制度と同様の措置を講ずる。

## (10) 福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置（復興庁等（※）との共同要望）【法人税等】

※「等」は、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省

令和5年4月の福島国際研究教育機構の設立に伴い、当該機構の円滑な設立及び運営が可能となるよう、税制上の所要の措置を講ずる。